

経済産業省

20140304 貿局第4号
輸出注意事項26第6号
経済産業省貿易経済協力局

「包括承認取扱要領」を次のとおり制定する。

平成26年3月14日

経済産業省貿易経済協力局長 横尾 英博

包括承認取扱要領の制定について

「包括承認取扱要領」（平成26年3月14日付け 20140304 貿局第4号・輸出注意事項26第6号）を次のとおり制定し、平成26年4月1日から施行する。

包括承認取扱要領

輸出注意事項 26 第6号
平成26年3月14日貿易経済協力局

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）第48条第3項の承認であって、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第二の21の3の項の中欄に掲げる貨物の輸出について一括して承認を行うものについて、一般包括承認及び特定包括承認の要件、承認に付する条件、各種手続き及び有効期限等を次のとおり定める。

なお、「継続取引一括輸出承認取扱要領」（平成24年2月10日付け平成24・01・23貿局第1号・輸出注意事項24第1号）は廃止します。

I 一般包括輸出承認

1 一般包括輸出承認の申請者

一般包括輸出承認の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻取法」という。）第50条の27の規定に基づく業務の届出を行った者
- (2) 代表者を輸出の業務を統括管理する責任者（以下「統括責任者」という。）とし、及び輸出令別表第二の21の3の項の中欄に掲げる貨物に該当するかどうかの確認についての責任者（以下「該非確認責任者」という。）を選任し、申請時に、これらの者について経済産業大臣に登録を行う者

2 一般包括輸出承認の要件

申請者が、別紙の地域を仕向地として輸出令別表第二の21の3の項の中欄に掲げる貨物（アセトン、エチルエーテル、エチルメチルケトン、塩化水素の水溶液、トルエン及び硫酸に限る。）及びこれらを濃度50%（塩化水素の水溶液及び硫酸については濃度10%）を超えて含有するものの輸出を行おうとする場合に、一括して承認を行ってもその輸出が我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることにならないと認められるときは、一般包括輸出承認を行う。

3 一般包括輸出承認の範囲

一般包括輸出承認の範囲は、次のいずれにも該当する輸出とする。

- (1) 別紙の地域を仕向地とする輸出
- (2) 輸出令別表第二の21の3の項の中欄に掲げる貨物（アセトン、エチルエーテル、エチルメチルケトン、塩化水素の水溶液、トルエン及び硫酸に限る。）及びこれらを濃度50%（塩化水素の水溶液及び硫酸については濃度10%）を超えて含有するものの輸出
- (3) 麻取法第50条の27の規定に基づく業務の届出において麻薬向精神薬原料の輸出の業務を届け出た取扱品名の輸出
- (4) 麻薬及び向精神薬等の製造以外の用途に使用するものの輸出

※麻薬及び向精神薬等とは、「麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚せい剤取締法に規定する覚せい剤」をいう。

4 一般包括輸出承認の申請手続

一般包括輸出承認を受けようとする者は、次の（1）又は（2）のいずれかの方法により申請を行うものとする。

（1）電子情報処理組織による申請の場合

電子情報処理組織を使用して一般包括輸出承認を受けようとする者は、「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号。以下「特定手続等運用通達」という。）に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な一般包括輸出承認申請様式に記載すべき事項（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号。以下「申請項目通達」という。）別表第19）を入力し、次の（イ）～（ハ）の書類を専用電子計算機に備えられたファイルに記録又は当該書類を当該電子申請の受付窓口に郵送若しくは提出しなければならない。

- （イ） 麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書の写し 1通
- （ロ） 統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書（様式a） 1通
- （ハ） その他経済産業大臣が特に必要と認める書類

（注）承認申請日前1年間に外為法違反によって行政指導等を受けた者は、行政指導等を踏まえた社内管理が行われていることを確認できる書類の提出を求めることがある。

（2）書面による申請の場合

次の（イ）～（ニ）に定める書類を申請窓口に郵送又は提出しなければならない。

- （イ） 一般包括輸出承認申請書（様式1） 2通
- （ロ） 麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書の写し 1通
- （ハ） 統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書（様式a） 1通
- （ニ） その他経済産業大臣が特に必要と認める書類

（注）承認申請日前1年間に外為法違反によって行政指導等を受けた者は、行政指導等を踏まえた社内管理が行われていることを確認できる書類の提出を求めることがある。

5 一般包括輸出承認の申請窓口

一般包括輸出承認の申請は、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に行わなければならぬ。

6 一般包括輸出承認の条件

一般包括輸出承認には、別表1に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

7 一般包括輸出承認の変更

一般包括輸出承認を受けた者は、申請者名若しくは住所又は麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書に記載された取扱品名を変更（アセトン、エチルエーテル、エチルメチルケトン、塩化水素の水溶液、トルエン及び硫酸の変更に限る。）したときは、次の（1）又は（2）のいずれかの方法により変更を行うものとする。なお、1の（2）により登録を行った統括責任者又は該非確認責任者に変更があった場合は、一般包括輸出承認の変更の必要はないが、統括・該非確認責任者変更届（様式aの2）を電子情報処理組織により当該承認を受けた者は当該電子

申請の受付窓口に速やかに郵送又は提出しなければならない。書面により当該承認を受けた者は当該書類を申請窓口に速やかに郵送又は提出しなければならない。

(1) 電子情報処理組織により一般包括輸出承認を受けた者

特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから包括原承認情報に対応する申請情報を入手し記載すべき事項（申請項目通達別表第19）を再入力し、変更を要することを証する書類の写しを専用電子計算機に備えられたファイルに記録又は当該書類を当該電子申請の受付窓口に郵送若しくは提出しなければならない。

(2) 書面により一般包括輸出承認を受けた者

次の（イ）～（ニ）の書類を申請窓口に提出しなければならない。その際、既に発行された一般包括輸出承認の承認証（以下「原承認証」という。）を返還しなければならない。

- (イ) 一般包括輸出承認申請書（様式1） 2通
- (ロ) 変更を要することを証する書類の写し 1通
- (ハ) 麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書の写し 1通
- (ニ) その他経済産業大臣が特に必要と認める書類

8 一般包括輸出承認の有効期限

一般包括輸出承認の有効期限は、その承認が有効となる日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。ただし、7に基づく変更の申請である場合には、変更前の承認の有効期限までの範囲において経済産業大臣の定める日とする。

9 一般包括輸出承認の更新

一般包括輸出承認を受けた者は、当該承認の有効期限満了日の3か月前から次の（1）又は（2）のいずれかの方法により更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該承認の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において更新を行う。

(1) 電子情報処理組織により一般包括輸出承認を受けた者

特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから包括原承認情報に対応する申請情報を入手し記載すべき事項（申請項目通達別表第19）を再入力し、4の（1）の（イ）～（ハ）の書類を専用電子計算機に備えられたファイルに記録又は当該書類を当該電子申請の受付窓口に郵送若しくは提出しなければならない。

(2) 書面により一般包括輸出承認を受けた者

4の（2）の（イ）～（ニ）の書類を申請窓口に提出しなければならない。その際、既に発行された原承認証を返還することを必要としない。

10 一般包括輸出承認の取消

経済産業大臣は、一般包括輸出承認を受けた者が法令若しくは承認の条件に違反したとき、1若しくは2の要件を満たさなくなったとき、又は我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げるおそれから必要があると認めるときは、当該承認を取り消すことがある。承認を取り消された場合、書面により一般包括輸出承認を受けた者については直ちに原承認証を返還しなければならない。

また、承認の条件で規定されている場合の他、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行する観点から必要があると認められるときは、経済産業大臣が定める期日から当該承認の全部又は一部の効力を失う旨の通知を行うことがある。

II 特定包括輸出承認

1 特定包括輸出承認の申請者

特定包括輸出承認の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 麻取法第50条の27の規定に基づく業務の届出を行った者
- (2) 特定包括輸出承認申請日前1年間に、輸出令別表第二の21の3の項の中欄に掲げる貨物（アセトン、エチルエーテル、エチルメチルケトン、塩化水素の水溶液、トルエン及び硫酸に限る。）及びこれらを濃度50%（塩化水素の水溶液及び硫酸については濃度10%）を超えて含有するものを同一の輸入者（買主及び荷受人をいう。以下同じ。）向け、同一の貨物の輸出承認証取得件数が6件以上又は承認申請日前の3年間におけるそれぞれの1年間に、同一の輸入者向け、同一の貨物の輸出承認証取得件数が2件以上であって、取得した当該輸出承認証において輸出の実績が確認できる継続的な取引関係を有する者
- (3) 代表者を統括責任者とし、及び該非確認責任者を選任し、申請時に、これらの者について経済産業大臣に登録を行う者
- (4) 輸出貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第64号。）第1条の2で定めるところにより電子情報処理組織を使用して申請できる者

2 特定包括輸出承認の要件

申請者が、継続的な取引関係を有する同一の輸入者に対して輸出令別表第二の21の3の項の中欄に掲げる貨物（アセトン、エチルエーテル、エチルメチルケトン、塩化水素の水溶液、トルエン及び硫酸に限る。）及びこれらを濃度50%（塩化水素の水溶液及び硫酸については濃度10%）を超えて含有するものの輸出を行おうとする場合に、一括して承認を行ってもその輸出が我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることにならないと認められるときは、特定包括輸出承認を行う。

3 特定包括輸出承認の範囲

特定包括輸出承認の範囲は、次のいずれにも該当する輸出とする。

- (1) 輸出令別表第二の21の3の項の中欄に掲げる貨物（アセトン、エチルエーテル、エチルメチルケトン、塩化水素の水溶液、トルエン及び硫酸に限る。）及びこれらを濃度50%（塩化水素の水溶液及び硫酸については濃度10%）を超えて含有するものの輸出
- (2) 麻取法第50条の27の規定に基づく業務の届出において麻薬向精神薬原料の輸出の業務を届け出た取扱品名の輸出
- (3) 継続的な取引関係を有する者への輸出

4 特定包括輸出承認の申請手続

特定包括輸出承認を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な特定包括輸出承認申請様式に記載すべき事項（申請項目通達別表第19）を入力し、次の（1）～（4）の書類を専用電子計算機に備えられたファイルに記録又は当該書類を当該電子申請の受付窓口に郵送若しくは提出しなければならない。

- (1) 1の（2）の要件を確認できる輸出承認証両面の写し（書面により輸出承認証の発行を受けた場合に限る。） 1通
 - (2) 麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書の写し 1通
 - (3) 統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書（様式a） 1通
 - (4) その他経済産業大臣が特に必要と認める書類
- （注）承認申請日前1年間に外為法違反によって行政指導等を受けた者は、行政指導等を踏まえた社内管理が行われていることを確認できる書類の提出を求めることがある。

5 特定包括輸出承認の申請窓口

特定包括輸出承認の申請は、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に行わなければならない。

6 特定包括輸出承認の条件

特定包括輸出承認には、別表2に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

7 特定包括輸出承認の変更

特定包括輸出承認を受けた者は、申請者、買主又は荷受人の名称若しくは住所又は仕向地に変更が生じたときは、特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから包括原承認情報に対応する申請情報を入手し記載すべき事項（申請項目通達別表第19）を再入力し、変更を要することを証する書類の写しを専用電子計算機に備えられたファイルに記録又は当該書類を当該電子申請の受付窓口に郵送若しくは提出しなければならない。なお、1の（3）により登録を行った統括責任者又は該非確認責任者に変更があった場合は、特定包括輸出承認の変更の必要はないが、統括・該非確認責任者変更届（様式aの2）を当該電子申請の受付窓口に速やかに郵送又は提出しなければならない。

8 特定包括輸出承認の有効期限

特定包括輸出承認の有効期限は、その承認が有効となる日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。ただし、7に基づく変更の申請である場合には、変更前の承認の有効期限までの範囲において経済産業大臣の定める日とする。

9 特定包括輸出承認の更新

（1）特定包括輸出承認を受けた者は、当該承認の有効期限満了日の3か月前から更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、輸出契約に基づく輸出の実績が特定包括承認証を使用して輸出したことが確認でき、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該承認の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において承認を行う。

（2）更新のための手続

特定包括輸出承認の更新を行う場合は、特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから包括原承認情報に対応する申請情報を入手し記載すべき事項（申請項目通達別表第19）を再入力し、次の（イ）～（ホ）の書類を専用電子計算機に備えられたファイルに記録又は当該書類を当該電子申請の受付窓口に郵送若しくは提出しなければならない。

- （イ）継続的取引実績表（様式2）
- （ロ）（イ）に記載した輸出の実績を証する書類
- （ハ）麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書の写し
- （ニ）統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書（様式a）
- （ホ）その他経済産業大臣が特に必要と認める書類

（注）承認申請日前1年間に外為法違反によって行政指導等を受けた者は、行政指導等を踏まえた社内管理が行われていることを確認できる書類の提出を求めることがある。

10 特定包括輸出承認の取消

経済産業大臣は、特定包括輸出承認を受けた者が法令若しくは承認の条件に違反したとき、

1 若しくは2の要件を満たさなくなったとき、又は我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げるおそれから必要があると認めるときは、当該承認を取り消すことがある。

また、承認の条件で規定されている場合の他、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行する観点から必要があると認められるときは、経済産業大臣が定める期日から当該承認の全部又は一部の効力を失う旨の通知を行うことがある。

III 申請書類の記載方法

1 一般包括輸出承認申請書（様式1）

（1）「申請者記名押印又は署名」の欄

申請者が法人であるときは、記名押印又は署名の欄には組織の代表者の記載も必要です。

（2）「住所」の欄

申請者が法人であるときは、登記簿上の本店の住所を記載してください。

（3）「申請年月日」の欄

一般包括輸出承認申請を行う日付を記載してください。

（4）「電話番号」の欄

一般包括輸出承認申請を行う担当部署の電話番号を記載してください。

2 統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書（様式a）

（1）「申請者名」及び「記名押印又は署名」の欄

上記1（1）に準ずる。

（2）「住所」の欄

上記1（2）に準ずる。

（3）「電話番号（担当）」の欄

上記1（4）に準ずる。

（4）1. 統括責任者「氏名」の欄

代表者の氏名を記載してください。

（5）1. 統括責任者「役職名」の欄

代表者の役職名を記載してください。

（6）1. 統括責任者「就任日」の欄

代表者の就任日を記載してください。

（7）2. 該非確認責任者「氏名」の欄

該非確認責任者の氏名を記載してください。

（8）2. 該非確認責任者「役職名」の欄

該非確認責任者の役職名を記載してください。

（9）2. 該非確認責任者「就任日」の欄

該非確認責任者の就任日を記載してください。

（10）2. 該非確認責任者「選任理由」の欄

該非確認責任者の選任理由を記載してください。

例) ○○部門・課において、○○○○（申請を行う物質名）を担当しているため、当該部門・課の担当部長・課長を選任することとした。

3 統括・該非確認責任者変更届（様式aの2）

（1）「申請者名」及び「記名押印又は署名」の欄

上記1（1）に準ずる。

（2）「住所」の欄

上記1（2）に準ずる。

（3）「電話番号（担当）」の欄

上記1 (4) に準ずる。

(4) 1. 統括責任者「氏名」の欄

上記2 (4) に準ずる。

(5) 1. 統括責任者「役職名」の欄

上記2 (5) に準ずる。

(6) 1. 統括責任者「就任日」の欄

上記2 (6) に準ずる。

(7) 1. 統括責任者「(変更理由)」の欄

統括責任者の変更に伴う理由を記載してください。

例) 平成〇〇年4月1日付けで新たな代表者が就任したため。

(8) 2. 該非確認責任者「氏名」の欄

上記2 (7) に準ずる。

(9) 2. 該非確認責任者「役職名」の欄

上記2 (8) に準ずる。

(10) 2. 該非確認責任者「就任日」の欄

上記2 (9) に準ずる。

(11) 2. 該非確認責任者「(変更理由)」の欄

該非確認責任者の変更に伴う理由を記載してください。

例) 平成〇〇年4月1日付けで新たな担当部長・課長が就任したため。

別紙

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、ベルギー、ボツワナ、ブラジル、カナダ、チリ、中華人民共和国、キプロス、チェコ、デンマーク、エジプト、フランス、ドイツ、香港、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、大韓民国、レソト、マカオ、マラウイ、マレーシア、メキシコ、モナコ、モザンビーク、ナミビア、オランダ、ノルウェー、パキスタン、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、スロバキア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スワジランド、イスス、台湾、タイ、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ

別表 1

一般包括輸出承認の条件	承認条件の適用
<p>(1) 本承認は、包括承認取扱要領 I の 3 の範囲において貨物の輸出を行う場合に限り、これを適用することができる。</p> <p>(2) 一般包括輸出承認に基づき輸出を行う際は、当該輸出される貨物の用途について、当該輸出される貨物が麻薬及び向精神薬等の製造の原料に用いられないことを、あらかじめ経済産業大臣に登録した統括責任者及び該非確認責任者の指示に従い、確認すること。</p> <p>(3) 統括責任者又は該非確認責任者に変更が生じたときは、速やかに経済産業大臣に届け出ること。</p> <p>(4) 一般包括輸出承認に基づき輸出を行った際の資料を、輸出時から少なくとも、5 年間保存し、その内容について報告を求められたときは、報告書を提出すること。</p> <p>(5) 輸出される貨物が麻薬及び向精神薬等の製造の原料に用いられる場合は、当該輸出について一般包括輸出承認は効力を失う。</p> <p>(6) 輸出される貨物が麻薬及び向精神薬等の製造の原料に用いられるおそれがある場合として経済産業大臣から通知を受けた場合は、当該輸出について一般包括輸出承認は効力を失う。</p> <p>(7) 一般包括輸出承認の範囲は、承認後においても法令及び包括承認取扱要領の改正に伴い変更されることがある。</p> <p>(8) 法令若しくは承認の条件に違反したとき、包括承認取扱要領 I の 1 若しくは 2 の要件を満たさなくなったとき、又は我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げるおそれがあると認められるときは、本承認が取り消されることがある。</p>	<p>麻薬及び向精神薬等とは、「麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚せい剤取締法に規定する覚せい剤」をいう。</p> <p>届出は、様式aの 2 によるものとする。</p> <p>「用いられる場合」とは、輸出される貨物が麻薬及び向精神薬等の製造の原料に使用されることとなる旨、その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書において記載されている場合や、輸入者その他取引に關係する者から連絡を受けた場合を指す。</p>

別表2

特定包括輸出承認の条件	承認条件の適用
<p>(1) 本承認は、包括承認取扱要領Ⅱの3の範囲において貨物の輸出を行う場合に限り、これを適用することができる。</p> <p>(2) 統括責任者又は該非確認責任者に変更が生じたときは、速やかに経済産業大臣に届け出ること。</p> <p>(3) 特定包括輸出承認に基づき輸出を行った際の資料を、輸出時から少なくとも、5年間保存し、その内容について報告を求められたときは、報告書を提出すること。</p> <p>(4) 特定包括輸出承認の範囲は、承認後においても法令及び包括承認取扱要領の改正に伴い変更されることがある。</p> <p>(5) 法令若しくは承認の条件に違反したとき、包括承認取扱要領Ⅱの1若しくは2の要件を満たさなくなったとき、又は我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げるおそれがあると認められるときは、本承認が取り消されることがある。</p>	<p>届出は、様式aの2によるものとする。</p>

様式1 (Iの4の(2)の (イ) 関係)

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2
主務官庁	経済産業省

——般乞財輸出承認申請書

※ 承 認 番 号	
※有効となる日	
※ 有 効 期 限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____
記名押印 _____
又は署名 _____

次のとおり申請をします。

申請する一般包括輸出承認の範用

包括承認取扱要領(20140304貿局第4号・輸出注意事項26第6号)のIの3に掲げるもの

※承認又は不承認

この申請を、{ 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
輸出貿易管理令第2条第1項第一号
輸出貿易管理令第8条第2項 } の規定により

次の条件を付して承認する。

承認したい

条件 包括承認料及要領(20140304貿局第4号・輸出注意事項26第6号)の1.6に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付

資 格

記名押印

注 (1) ※印の欄は 記入しないでください。
(2) 用紙の大きさは A4列4番とします。

様式2

年 月 日

継続的取引実績表（更新申請）

申請者
住 所
担当者名
連絡先

規制貨物名

承認年月日

承 認 番 号

買 主

荷 受 人

	インボイス番号	契約年月日	輸出年月日	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				

様式 a

年 月 日

統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印
又は署名
住 所
電話番号 (担当)

当社の統括責任者及び該非確認責任者を下記のとおり登録します。

記

1. 統括責任者

氏 名：
役職名：
就任日：

2. 該非確認責任者

氏 名：
役職名：
就任日：
選任理由：

様式 a の 2

年 月 日

統括・該非確認責任者変更届

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印
又は署名
住 所
電話番号 (担当)

下記のとおり、当社の統括責任者・該非確認責任者が変更となりましたので、届け出ます。

記

1. 統括責任者

(変更前)

氏 名：
役職名：
就任日：

(変更後)

氏 名：
役職名：
就任日：

(変更理由)

2. 該非確認責任者

(変更前)

氏 名：
役職名：
就任日：

(変更後)

氏 名：
役職名：
就任日：

(変更理由)